

# 軽自動車流通確認と 流通確認業務サービスについて

令和6年12月19日



# 軽自動車の不正流通防止対策 [ 全軽自協の流通確認とは ]

軽自動車には、普通・小型自動車と異なり、「登録」という国による所有権の公証制度がなく、販売店やファイナンス会社が軽自動車の割賦販売によって所有権を留保している場合でも、名義変更等の手続きについて、法令上は、所有者の印鑑証明書を提出する必要がないことから、所有者の申請の同意の有無を何らかの方法で確認しなければ、偽署名を使った書類の提出であっても、車検証上の所有者名義等を変更することが可能となってしまいます。

	軽自動車	普通・小型自動車
運行に必要な手続	検査	検査・登録
所有権の公証	なし (それ故に印鑑証明及び実印が <b>不要</b> )	有り (それ故に印鑑証明及び実印が <b>必要</b> )
ナンバープレート	車両番号標 (封印なし)	登録番号標 (封印有り)



## 「所有権の公証」という民事登録

所有権を公証し、第三者対抗要件を与えることにより、ユーザの所有権を保護し、車についての法的安定性を確保することができます。これをベースに、自動車の流通の安定と円滑化が図られます。

全軽自協は、昭和42年の発足以来、全国の事務所において「所有者承諾書」や「返納確認書」に押印された所有者印の印影を確認することにより、所有者の同意の無い名義変更等の手続きを未然に防ぐ、いわゆる流通確認を所有者の皆様のご賛同を得ながら実施してまいりました。この取り組みは、軽自動車制度を維持するうえで必要不可欠なものであり、今後も継続していく必要があります。

また、従来から、業界の自主的な流通確認により不正な手続きが防止されてきたことで、法令に基づく公証制度のある登録車（普通・小型自動車）と軽自動車は、手続き上も明確に区別されており、軽自動車制度を維持するうえでも重要な取り組みであると考えています。

# 軽自動車で流通確認が生まれた経緯

昭和27年4月、自動車登録制度を簡素化するため軽自動車の検査・登録制度が廃止され、届出制度に移行したが、届出書や届出済証には「所有者欄」がなく、詐欺・盗難・入質等が多発したため、全軽自協の前身である小型自動車販売協会をはじめとする3団体は、運輸省に対して流通確認等の対策を要請。

昭和32年6月、軽自動車の所有権留保販売であることを明示するため、届出書・届出済証に所有者欄が設けられる。

併せて、販売証明や返納確認書の提出により、業界が自主的に流通確認することが運輸省から通達される。

昭和42年1月、流通確認を全国統一して実施する団体として全軽自協が社団法人として設立許可され、軽自動車使用届出に関する実務を担う団体となる。

昭和48年9月に設立された軽自動車検査協会により、軽自動車の検査が実施された以降も、全軽自協が所有者印の印影の確認と所有者承諾書等による流通確認を継続し、健全な流通を維持してきた。

## 所有者欄のない届出書・届出済証

第十五号様式(軽自動車届出書)

知事 届出	
昭和 年 月 日	申請者の氏名又は名称
住所	
車名	原動機
長さ	総排気量及びサイクル又は定排出力
幅	車台番号
高さ	原動機番号
備考	

(長辺) (日本標準規格B列5番型)

第十六号様式(軽自動車届出済証)

知事 届出済証	
昭和 年 月 日	知事 届
車台番号	
車名	
原動機	
車台番号	
原動機番号	
使用者の氏名又は名称及び住所	

(短辺) (日本標準規格B列8番型)

## 所有者欄が追加された届出書・届出済証

第十五号様式(軽自動車届出書)

知事 届出			
昭和 年 月 日	届出者の氏名又は名称		
住所			
所有者の氏名又は名称			
住所			
車名	総排気量又は定排出力	リットル	
型式	年式	長さ	メートル
原動機の型式	型	幅	メートル
車台番号	高さ	メートル	
備考	軽自動車型式認定番号		

(長辺) (日本標準規格B列6番型)

第十六号様式(軽自動車届出済証)

知事 届出済証		
昭和 年 月 日	届出済証届出 日	
車台番号	型	車式
原動機の型式	型	車式
車台番号		
使用者の氏名又は名称及び住所		

(短辺) (日本標準規格B列7番型)

# 流通確認はシステム化により更に利便性・安全性が向上

軽自動車の申請手続きに関しては、令和3年1月に申請書類への押印廃止が実施されているところですが、窓口においては、軽自動車の流通確認を行うため、引き続き、押印が必要な所有者承諾書の提出を求めてまいりました。

今般、流通確認業務サービスの開始により、これまで法令に基づかず提出をお願いしていた所有者承諾書の提出が不要となり、申請者の負担も軽減されます。

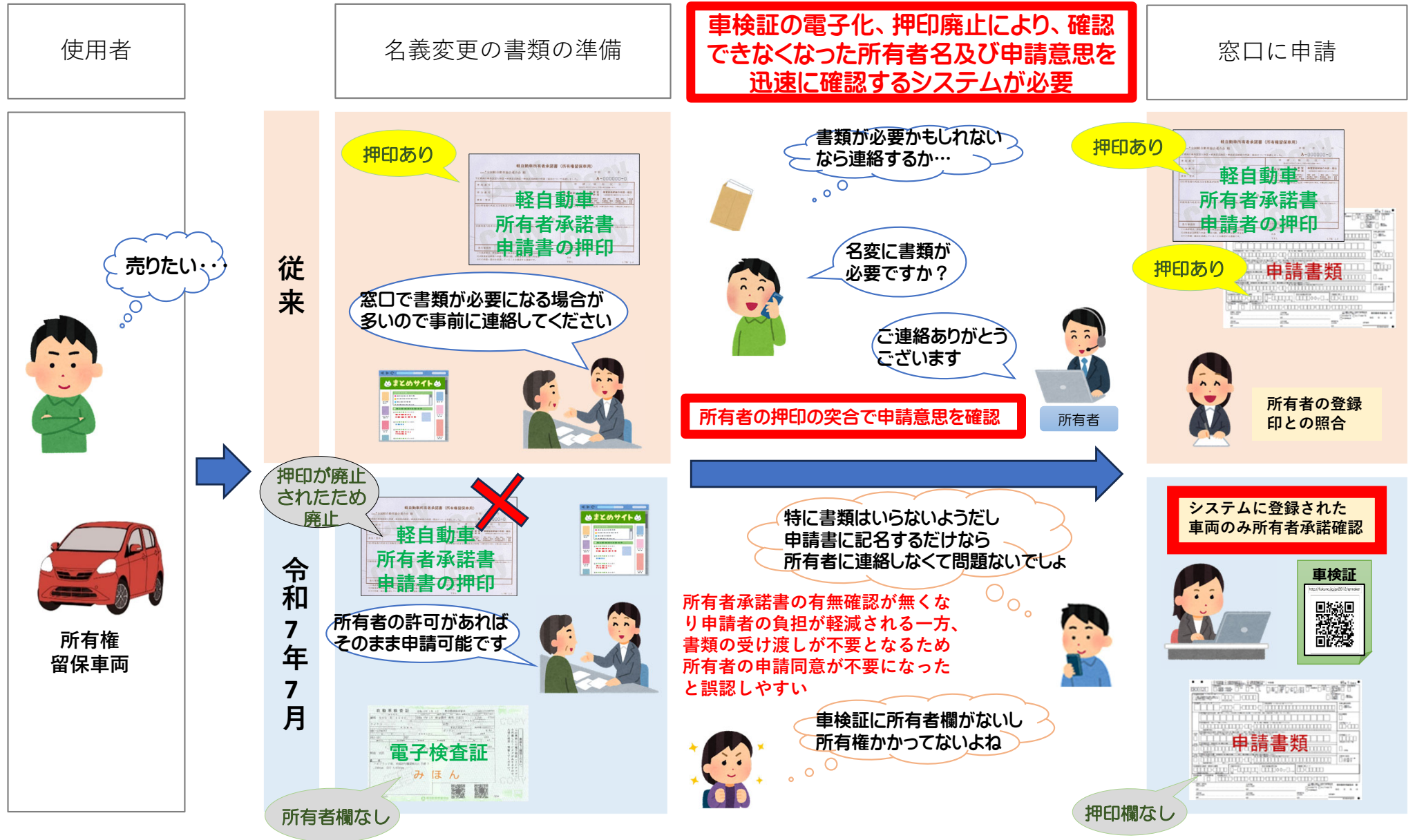
申請書の押印廃止

所有者欄が電子検査証の券面表示項目から削除

また、2024年1月より運用が始まった電子車検証には券面表示項目から所有者欄がなくなり、検査証の目視だけでは所有者が誰なのか分からなくなりましたが、流通確認の必要の有無をシステムが判断しますので、印鑑照合業務の他、所有者の確認業務も効率化され、安全性も向上します。

一方、通確認業務サービスに登録されていない車両の場合は、申請者自身も所有権留保車両であることに気が付かないまま、申請手続きを行う可能性が高くなることが想定されますので、当連合会の会員以外の所有者の皆様にも本サービスを利用できるよう運用を変更しましたので、軽自動車関連業界一丸となって軽自動車の流通の安全性の向上に努めてまいりたいと考えています。

# 令和7年7月以降の申請窓口における流通確認の変化



業界の自主的取り組みとして行っている軽自動車流通確認をすり抜けることは困難ですが、仮に所有者の同意なく名義変更が行われる等の流通事故が多発し損害が大きくなった場合、問題解決のために、制度の見直しや法改正などの声が上がることが想定されます。仮に法改正となれば、最悪の場合、軽自動車制度が廃止されてしまうことも考えられ、軽自動車規格や多くの軽自動車ユーザーが受けている税制の優遇などの喪失に繋がりにかねません。

また、流通確認には費用が掛かりますが、これらは所有権留保制度を利用している所有者が負担すべきもの（受益者負担）であり、制度を見直すことにより、軽自動車を利用する多くの女性や高齢者、地域の方が名義変更等の申請を行う際の必要書類が増えるなど、受益者以外の第三者の負担が増えることになれば、制度見直しの賛同も得にくいと考えています。

仮にユーザーの負担を増やさずに制度見直しができたとしても、見直しには時間がかかり、その間は流通事故が続くおそれがあることから流通事故の被害は拡大していきます。

令和3年の押印廃止以降、各方面から所有者承諾書の廃止や申請書への押印の廃止の要請を受けており、法律に基づかない書類の提出などを申請者に求める現行の流通確認方法は、令和7年6月をもって終了せざるを得ませんでした。

法令の趣旨に則った範囲内で、かつ、業界側の負担で所有者の申請意思の有無を確認する新たな流通確認への移行は、国交省にも説明しており、リース業界等の自動車販売以外も含めた軽自動車関係者の皆様にもご理解をいただき、軽自動車業界全体の自主的な取り組みにより軽自動車の流通事故を防止し、登録車とは異なりますが十分に安全と言える軽自動車制度を、これまで同様、維持していくことが必要であると考えています。



# (参考) 軽自動車と登録車の税制の違い

## ●軽自動車税・自動車税種別割

	軽自動車	普通・小型自動車
税目	軽自動車税種別割	自動車税種別割
賦課徴収者	市町村及び東京特別区（市町村税）	都道府県（都道府県税）
税率	10,800円／年 （4輪以上の自家用乗用車・H27年4月以降新車新規届出車）	25,000円／年 （自家用乗用車、排気量1ℓ以下の場合）
月割制度	無	有
グリーン化特例	有（自動車税より条件厳しい）	有
経年車重課	13年経過以降の車に概ね20%重課	13年経過以降の車に概ね15%重課
制限税率	1.5倍まで	1.5倍まで

## ●軽自動車税・自動車税環境性能割（令和元(2019)年10月1日、自動車取得税の廃止に伴い創設）

	軽自動車	普通・小型自動車
税目	軽自動車税環境性能割	自動車税環境性能割
賦課徴収者	市町村及び東京特別区（市町村税） （事務を都道府県に委託）	都道府県（都道府県税）
税率	0～2%	0～3%

## ●自動車重量税

	軽自動車	普通・小型自動車
税目	自動車重量税	
賦課徴収者	国（国税）	
税率（当分の間税率）	3,300円／年	0.5tあたり4,100円／年

## ●減価償却における耐用年数

	軽自動車	普通・小型自動車
耐用年数	4年	6年